

# 地域森林計画書

(令和3年12月変更)

肱川地域森林計画  
自 平成30年 4月 1日  
至 平成40年 3月31日

中予山岳地域森林計画  
自 平成31年 4月 1日  
至 平成41年 3月31日

東予地域森林計画  
自 令和 2年 4月 1日  
至 令和12年 3月31日

今治松山地域森林計画  
自 令和 3年 4月 1日  
至 令和13年 3月31日

愛 媛 県

この計画は、令和3年6月に変更された全国森林計画に即し、森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づき、令和3年12月24日に変更したものである。

また、当該計画の変更は、令和4年4月1日から効力を生ずるものとする。



# 目次（共通事項）

## I 計画の大綱

はじめに	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	3
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	3
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	4
2 その他必要な事項	4

### 第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	4
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	5
(3) その他必要な事項	5
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	5
(2) 天然更新に関する指針	6
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	6
(4) その他必要な事項	6
3 間伐及び保育に関する事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	6
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	6
(3) その他必要な事項	7
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	7
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	7
(3) その他必要な事項	8
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	8
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	8
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	9
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	9
(5) 林産物の搬出方法等	9

(6) その他必要な事項	9
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	9
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	9
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	9
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	10
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	10
(6) その他必要な事項	10
<b>第4 森林の保全に関する事項</b>	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	10
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	10
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	10
(4) その他必要な事項	11
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	11
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	11
(3) 治山事業の実施に関する方針	11
(4) 特定保安林の整備に関する事項	11
(5) その他必要な事項	11
3 鳥獣害の防止に関する事項	11
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	11
<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	11
<b>第6 計画量等</b>	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	11
2 間伐面積	11
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	11
4 林道の開設及び拡張に関する計画	11
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	12
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	12
<b>第7 その他必要な事項</b>	12

#### 森林計画図の閲覧場所

愛媛県農林水産部森林局林業政策課

愛媛県東予地方局農林水産振興部森林林業課（四国中央森林林業振興班を含む）

愛媛県東予地方局今治支局森林林業課

愛媛県中予地方局農林水産振興部森林林業課

愛媛県中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課

愛媛県南予地方局農林水産振興部森林林業課（愛南森林林業振興班を含む）

愛媛県南予地方局八幡浜支局森林林業課

愛媛県南予地方局八幡浜支局肱川流域林業振興課

# I 計画の大綱

(各森林計画区の共通事項)



# I 計画の大綱

はじめに

(略)

## 1 森林計画区の概況

(略)

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(略)

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

南予森林計画区の森林資源は、戦後の積極的な造林の結果、森林面積の54%にあたる37千haの人工林が造成され、天然林を含め、着々とその蓄積量を増大させている。

この人工林のうち、保育・間伐等の森林施業を必要とする35年生以下の若齢林の割合は6%であり、伐期を迎えつつある森林や長伐期施業や複層林施業等を必要とする36年生以上の割合は94%となっている。

このことから、森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、発揮を期待する機能に応じた適切な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することとし、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全および木材等生産の各機能に応じて適切な森林施業を行うこととする。

また、効率的な森林施業、森林の適切な管理経営に欠くことのできない林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護等に関する取組を推進する。

本格的な利用が可能となる森林が急増することから、山地災害防止機能/土壌保全機能等の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう、間伐等の適切な実施、適確な更新および長伐期化等を計画的に推進することとする。

### (1) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や地域のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

### (2) 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や地域のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が



十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(3) 快適環境形成機能

地域に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(4) 保健・レクリエーション機能

(略)

(5) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(6) 生物多様性保全機能

(略)

(7) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

# Ⅱ 計 画 事 項

(各森林計画区の共通事項)



## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

(略)

##### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおりとする。

機 能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒</p>

	音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	(略)
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、 <u>風致の保存のための保安林</u> の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	(略)
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、 <u>施業の集約化</u> や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

- (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等  
(各森林計画区の個別事項に記載する。)

## 2 その他必要な事項 (略)

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度

の幅を確保する。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行なうとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

さらに林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐は主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

イ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にするものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、立木の伐採（主伐）を行なう際の規範として市町村森林整備計画において定められる。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

(略)

(3) その他必要な事項

(略)

## 2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

(略)

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図ることを旨とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案し実施するものとする。また伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、人工造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められる。

(ア) 人工造林の標準的な方法

(略)

(イ) 人工造林の標準的な植栽本数

(略)

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針  
(略)

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針  
(略)

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針  
(略)

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針  
(略)

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請等の観点から、天然更新が期待できない森林については、人工造林により適確な更新を確保することとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められる。

(4) その他必要な事項  
(略)

### 3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案し、次を基本とする。

間伐をすべき樹種は、スギ、ヒノキ、その他地域において育林対象とする樹種とする。初回の間伐は、林冠がうっ閉し、林木相互間に競争が生じ始めた時期に行なう。その後の間伐は、標準伐期齢未満の林分においては10年に1回、それ以上の林分においては15年に1回、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められる。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、保育の種類、時期、回数を目安は下表のとおりである。

下刈りは、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行う。その際、作業の省力化・効率化にも留意する。

つる切りは、つるの繁茂状況に応じて適切に行う。特に、下刈り終了から除伐までの間に行う。

除伐は、下刈り終了から間伐までの間、造林木の成長に障害を及ぼす天然木や不良木、被害

木を中心に行う。ただし、天然木であっても有用な樹種は、極力育成対象とする。

なお、保育の標準的な方法は、森林の保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められる。

保育の種類	樹種	実施林齢	回数
下刈り	スギ	1年生～10年生の間	5～10回
つる切り	ヒノキ	8年生～12年生の間	2回
除伐	クヌギ マツ類	9年生～25年生の間	2回

注 実施時期、実施回数については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断し、施業体系及び現地の実態に即して適時に行う。

- (3) その他必要な事項  
(略)

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針  
(略)

- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

##### ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設定するための参考となる基準を次表のとおり定めるものである。

森林の名称	法指定等	森林の位置	森林の属性
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		林木の生育が良好 林道等の開設(予定)、地形等から効率的な木材生産が期待できる	木材等生産機能の評価区分を参照
特に効率的な施業が可能な森林		上記の条件に加え、 <u>林地生産力や傾斜等の自然条件、林道や集落からの距離の社会的条件が良く、森林の一体性を踏まえて効率的な施業が期待できる</u>	木材等生産機能の評価区分を参照

注 森林の位置とは森林の自然条件等

森林の属性とは森林の機能の評価区分(「森林の機能別調査実施要領の制定について」(昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知)に基づく評価区分)(森林簿に記載されている。)を参照とするもの。

##### イ 施業の方法に関する指針

森林施業の方法としては、生産目標に応じた造林方法及び伐採方法を選択すること。また、間伐については生産目標に応じた間伐時期等の基準を次表のとおりとし、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進し、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行う。



樹種	生産目標	間伐時期(年)			間伐の方法
		初回	2回目	3回目	
スギ	心持柱材生産	13	20	28	<p>間伐は林冠がうっ閉し、林木相互間に競争が生じ始めた時期に開始するものとする。</p> <p>この表は、スギが地位指数 19、ヒノキが地位指数 14 の林分を対象にしたものであり、地位の良否、植栽本数の多少等により時期等を調整すること。</p> <p>間伐の方法は、標準地調査により ha 当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め、上層木の平均樹高と林分適正本数から密度管理図により間伐率、間伐本数を算出し、樹型級区分と樹間距離を目安に選木する。材積に係る間伐率は 35%以下とし、おおむね 5 年後の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復する範囲で行うものとする。</p> <p>但し、制限林にあつては、指定された施業要件の範囲内とする。</p>
	一般建築材生産	15	23	32	
ヒノキ	心持柱材生産	16	24	33	
	一般建築材生産	20	30	40	

- (3) その他必要な事項  
(略)

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の路網については、森林の整備および保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ、開設および改修を進める。また、林業の収益性向上を図るため、高性能林業機械や作業システムの導入を考慮するなど、地域の実情に応じた基盤整備を推進する。

また、林道の整備については、自然条件や社会条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。なお、天然生林等においては、管理に必要となる最小限の路網を整備又は現存の路網を維持する。

- 基幹路網の現状  
(略)

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	<u>110m以上</u>	<u>30m~40m</u>
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	<u>85m以上</u>	<u>23m~34m</u>
	架線系作業システム	25m以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	<u>60&lt;50&gt;m以上</u>	<u>16m~26m</u>
	架線系作業システム	<u>20&lt;15&gt;m以上</u>	
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5m以上	<u>5m~15m</u>

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。集材機等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」のく>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え（略）

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方（略）

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項（略）

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針（略）

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針（略）

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の経営基盤強化

森林組合及び近年増加の傾向にある民間林業事業者は、流域林業の担い手として中心的な役割を果たしていることから、長期にわたり持続的な経営を実現できる事業者となるよう、森林組合等の事業連携等や民間林業事業者の法人化・協業化等を促進し、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化による経営基盤や経営力の強化を図ることとする。

イ 林業就業者の確保・育成

林業労働力確保支援センターや森林整備担い手対策基金の活用を通じて、就労環境や雇用条件の改善を図るとともに、新規就業者への支援体制を整備することなどにより、若者層を中心とした林業就業者の確保・育成を図ることとする。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等に

より、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

ウ 林業後継者の育成  
(略)

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入の促進

森林施業の効率化や作業の省力化・軽労化等を推進するため、また、森林を維持管理し、多様な機能の発揮を図るために、地域に適した高性能林業機械の導入と稼働率の向上に取り組む。

各種研修制度の活用を通じて、高性能林業機械のオペレーターの養成を促進するとともに機械や施設を現地に普及・定着させるため、各種補助事業による導入支援を行うこととする。

イ 機械作業システムの目標  
(略)

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針  
(略)

(6) その他必要な事項  
(略)

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区  
(略)

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法  
(略)

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないことを旨とし、次のことに十分留意する。

ア 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全でうるおいのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとする。

イ 土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

ウ 土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

エ 太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るため

の取組の実施等に配慮する。

- (4) その他必要な事項  
(略)

## 2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針  
(略)
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針  
(略)

- (3) 治山事業の実施に関する方針

流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、事前防災・減災の考え方によって災害に強い地域づくりを実施する。具体的には、保安林の整備、溪間工、山腹工等、地下水排除工、海岸防災林の整備などの治山施設の整備を実施する。

なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策の実施などにも努めることとする。

- (4) 特定保安林の整備に関する事項  
(略)

- (5) その他必要な事項  
(略)

## 3 鳥獣害の防止に関する事項

(略)

## 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(略)

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(略)

## 第6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積  
(各森林計画区の個別事項に記載する。)
- 2 間伐面積  
(各森林計画区の個別事項に記載する。)
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積  
(各森林計画区の個別事項に記載する。)
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画  
(各森林計画区の個別事項に記載する。)

**5 保安林の整備及び治山事業に関する計画**

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等  
(略)

(2) 保安施設地区の指定することを相当する土地の所在及び面積等  
(略)

(3) 実施すべき治山事業の数量  
(各森林計画区の個別事項に記載する。)

**6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期  
該当なし**

**第7 その他必要な事項**

(略)

## Ⅱ 計 画 事 項

(各森林計画区の個別事項)



# 肱川地域森林計画書

(令和3年12月変更)

(肱川森林計画区)

計画期間 自 平成30年4月 1日  
至 平成40年3月31日





## 第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		99,432	
市 町 別 内 訳	大 洲 市	31,467	
	内 子 町	18,882	
	八 幡 浜 市	7,025	
	伊 方 町	4,725	
	西 予 市	37,334	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積  
本計画の計画期間（平成30年度～令和8年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,800	3,592	208	680	472	208	3,120	3,120	—
うち 前半5年分	2,050	1,946	104	340	236	104	1,710	1,710	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	26,378
うち前半5年分	14,457

注 間伐面積は間伐材積を、118.3m<sup>3</sup>/ha<sup>※</sup>で換算した値である。  
※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	2,370	1,600
うち前半5年分	1,190	900

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	145.7	102.6	63

イ 市町別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張		
		舗 装	改 良 (箇所数)	
市町別内訳	大 洲 市	40.4	13.1	2
	内 子 町	21.7	48.8	36
	八 幡 浜 市	-	2.4	-
	伊 方 町	-	-	-
	西 予 市	83.6	38.3	25
総 数	145.7	102.6	63	

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	大洲市	鎌の田北裏	1,600	38		
〃	〃	〃	〃	鎌の田2号	1,400	31		
〃	〃	〃	〃	高森	700	6	○	
〃	〃	〃	〃	富栄土居	700	4	○	
〃	〃	〃	〃	横野峠本谷	500	11		
〃	〃	〃	〃	西峰2号	600	10		
〃	〃	〃	〃	椽谷	2,081	55	○	
〃	〃	〃	〃	香田矢の地	1,600	32	○	
〃	〃	〃	〃	石神峠	1,600	45		
〃	〃	〃	〃	カラタニ	900	25		
〃	〃	〃	〃	成能	1,500	17		
〃	〃	〃	〃	武陵	1,900	64		
〃	〃	〃	〃	村島	233	6	○	
〃	〃	〃	〃	貫小屋野地	1,200	18		
〃	〃	〃	〃	雲白	1,300	28		
〃	〃	〃	〃	坂本山高	2,100	30	○	
〃	〃	〃	〃	畑谷	1,600	15		
〃	〃	〃	〃	コウネ	1,500	36		
〃	〃	〃	〃	お茶土2号	1,000	25		
〃	〃	〃	〃	大貸青石	1,120	32		
〃	〃	〃	〃	マクビリ	600	7	○	
〃	〃	〃	〃	田中山	1,000	12		
〃	〃	〃	〃	大戸榎谷3号支	527	33	○	
〃	〃	〃	〃	都梅鼻欠山	524	46	○	

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	大洲市	出海1号	125	38	○	
〃	〃	〃	〃	猪ノ尾穂積	650	24	○	
〃	〃	〃	〃	小畑井小藪	1,000	65		
〃	〃	〃	〃	岳	1,100	46		
〃	〃	〃	〃	七本木	400	30	○	
〃	〃	〃	〃	河辺野村	7,800	300	○	
〃	〃	林業専用道	〃	石城	1,500	51	○	
			小計	31 路線	40,360			
開設 (新設)	自動車道	林道	内子町	泉	127	60	○	
〃	〃	〃	〃	ナスバタ	150	41	○	
〃	〃	〃	〃	仏峠大清水	1,910	156	○	
〃	〃	〃	〃	惣郷富岡	1,216	34	○	
〃	〃	〃	〃	城ヶ谷	500	33		
〃	〃	〃	〃	才太郎公園	2,200	70	○	
〃	〃	〃	〃	蔵ヶ谷面谷	342	485	○	
〃	〃	〃	〃	道房掛橋	1,500	234	○	
〃	〃	〃	〃	笹ヶ峠	441	80	○	
〃	〃	〃	〃	掛水	1,722	68	○	
〃	〃	〃	〃	源台	660	12	○	
〃	〃	〃	〃	日の付	1,400	202	○	
〃	〃	〃	〃	金二郎	500	14		
〃	〃	〃	〃	堂道	200	23		
〃	〃	〃	〃	相谷	200	46		
〃	〃	〃	〃	白杵大平	200	38		

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	内子町	天神野地ヶ峠	200	25		
〃	〃	〃	〃	倉頭高山	600	62		
〃	〃	〃	〃	小屋谷	200	29		
〃	〃	〃	〃	河辺野村	200	5	○	
〃	〃	林業専用道	〃	室屋谷	1,500	45	○	
〃	〃	〃	〃	クロウネヤジ	3,040	60	○	
〃	〃	〃	〃	牛の峰支	1,200	60	○	
〃	〃	〃	〃	熊の藪	1,500	36	○	
			小計	24 路線	21,708			
開 設 大洲森林林業振興班管内 計				55 路線	62,068			
開設 (新設)	自動車道	林道	西予市	谷松ノ木	1,200	41		
〃	〃	〃	〃	八水	1,200	30		
〃	〃	〃	〃	大崎	350	46		
〃	〃	林業専用道	〃	宮野浦	1,290	40	○	
〃	〃	林道	〃	松葉城	1,000	40		
〃	〃	〃	〃	明石大駄馬	1,400	71		
〃	〃	〃	〃	薬師谷	1,000	38		
〃	〃	〃	〃	滝山赤滝	1,060	58		
〃	〃	〃	〃	田野中支	1,040	48		
〃	〃	〃	〃	坂戸大江頂上	1,600	132	○	
〃	〃	〃	〃	アカシバ昭和	1,500	92	○	
〃	〃	〃	〃	成谷支	1,500	137	○	
〃	〃	〃	〃	田之筋溪筋	5,700	816		

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林業専用道	西予市	大江	2,000	57	○	
〃	〃	〃	〃	地藏寺	1,000	33	○	
〃	〃	〃	〃	馬治ウバガフトコロ	2,000	44	○	
〃	〃	〃	〃	加茂	2,000	45	○	
〃	〃	〃	〃	日の地支	220	61	○	
〃	〃	林道	〃	横林惣川	1,285	201		
〃	〃	〃	〃	小野田大麦	817	150		
〃	〃	〃	〃	ヨシクネ梶原	1,093	47		
〃	〃	〃	〃	横松古谷	650	128		
〃	〃	〃	〃	片川樽	732	197		
〃	〃	〃	〃	中筋中央	746	66		
〃	〃	〃	〃	中筋御在所	821	138		
〃	〃	〃	〃	白木ヶ城支	1,373	53		
〃	〃	〃	〃	大成中	800	86		
〃	〃	〃	〃	小振鍵山	550	117	○	
〃	〃	〃	〃	榎木都	769	65		
〃	〃	〃	〃	平野	2,000	105	○	
〃	〃	〃	〃	河西四郎谷	2,800	89	○	
〃	〃	〃	〃	片川古谷支	850	76	○	
〃	〃	〃	〃	中通川更生	2,000	44	○	
〃	〃	〃	〃	阿下	1,500	45	○	
〃	〃	〃	〃	河辺野村	9,000	400	○	
〃	〃	〃	〃	古谷片川	2,000	45	○	
〃	〃	林業専用道	〃	小松大野ヶ原	2,400	157	○	
〃	〃	〃	〃	平林	1,500	41	○	



単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備考
開設 (新設)	自動車道	林業専用道	西予市	横松	2,400	112	○	
〃	〃	林道	〃	河西出合	1,800	54	○	
〃	〃	〃	〃	高野子川津南	1,900	63	○	
〃	〃	〃	〃	オオノジ支	1,700	75	○	
〃	〃	〃	〃	南平駄馬	2,000	31		
〃	〃	〃	〃	泉川柳沢	2,100	50	○	
〃	〃	林業専用道	〃	ウシオニ支	2,000	67	○	
〃	〃	〃	〃	六十支	1,250	39	○	
〃	〃	〃	〃	ダイタン	1,200	38	○	
〃	〃	〃	〃	成穂魚成	2,000	69	○	
〃	〃	〃	〃	タナヨコ	1,700	36	○	
〃	〃	林道	〃	南平佐須	2,800	47	○	
			小計	50 路線	83,596			
開設 八幡浜支局森林林業課管内 計				50 路線	83,596			
開設 計画区 計				105 路線	145,664			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
拡張	舗装	林道	大洲市	一ツ木家野	969			
〃	〃	〃	〃	松尾寺尾	900		○	
〃	〃	〃	〃	国木榎	1,269		○	
〃	〃	〃	〃	大戸檜谷	435			
〃	〃	〃	〃	滝上長尾	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	中津小倉	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	萩野尾小畑井	700			
拡張	舗装	林道	大洲市	湧水	583			
〃	〃	〃	〃	岳	900		○	
〃	〃	〃	〃	岳山	2,800		○	
〃	〃	〃	〃	奥の山	1,700		○	
〃	〃	〃	〃	高森	871		○	
			小計	12 路線	13,127			
拡張	舗装	林道	内子町	大平	300			
〃	〃	〃	〃	川上	4,240			
〃	〃	〃	〃	野村北地	8,776			
〃	〃	〃	〃	雨ヶ滝	955			
〃	〃	〃	〃	シダノ成	1,676			
〃	〃	〃	〃	向畑1号	1,141			
〃	〃	〃	〃	上駄馬	2,187			
〃	〃	〃	〃	滝の瀬戸	2,156			
〃	〃	〃	〃	陣ヶ森国倉	1,299			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
〃	〃	〃	〃	大向井	1,024			
〃	〃	〃	〃	一本杉	1,210			
〃	〃	〃	〃	大谷	1,071			
〃	〃	〃	〃	谷田	648			
〃	〃	〃	〃	程ヶトウ	750			
〃	〃	〃	〃	蔵ヶ谷面谷	9,640			
〃	〃	〃	〃	面谷	4,493			
〃	〃	〃	〃	舟戸才太郎	5,921			
〃	〃	〃	〃	配の京日浦	1,362			
			小計	18 路線	48,849			
拡張 (舗装) 大洲森林林業振興班管内 計				30 路線	61,976			
拡張	舗装	林道	八幡浜市	平家谷	2,400		○	
			小計	1 路線	2,400			
拡張	舗装	林道	西予市	有網代有太刀	1,155			
〃	〃	〃	〃	西栗木	3,000			
〃	〃	〃	〃	小振鍵山	3,129			
〃	〃	〃	〃	片川古谷支	2,000			
〃	〃	〃	〃	杉山	3,700		○	
〃	〃	〃	〃	河西四郎谷	3,100			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
〃	〃	〃	〃	大畑	1,680		○	
〃	〃	〃	〃	山の神利助	1,730			
〃	〃	〃	〃	内場樽	1,282			
〃	〃	〃	〃	雨包	7,075		○	
〃	〃	〃	〃	下遊子南平	1,200			
〃	〃	〃	〃	下惣川	500			
〃	〃	〃	〃	棟遊子	500			
〃	〃	〃	〃	寿勝谷	500			
〃	〃	〃	〃	井谷寺	300			
〃	〃	〃	〃	丸岡支	1,180		○	
〃	〃	〃	〃	ダネクサ2号	3,182		○	
〃	〃	〃	〃	岩瀬戸	3,110		○	
			小計	18 路線	38,323			
拡張（舗装） 八幡浜支局森林林業課 計				19 路線	40,723			
拡張（舗装） 計画区 計				49 路線	102,699			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
拡張	改良	林道	大洲市	滝上長尾	2		○	
			小計	1 路線	2			
拡張	改良	林道	内子町	石畳上灘	3			
〃	〃	〃	〃	地寄新田	2			
〃	〃	〃	〃	大久喜	10			
〃	〃	〃	〃	池の塔	2			
〃	〃	〃	〃	蔵ヶ谷面谷	10			
〃	〃	〃	〃	面谷	2		○	
〃	〃	〃	〃	野村北地	2			
〃	〃	〃	〃	舟戸才太郎	3			
〃	〃	〃	〃	配の京日浦	1			
〃	〃	〃	〃	小田池川	1			
			小計	10 路線	36			
拡張（改良） 大洲森林林業振興班管内 計				11 路線	38			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
拡張	改良	林道	西予市	火道	1			
〃	〃	林業専用道	〃	大江	1		○	
拡張	改良	林道	西予市	内場樽	1			
〃	〃	〃	〃	片川	1		○	
〃	〃	〃	〃	ダネクサ2号	1		○	
〃	〃	林業専用道	〃	伊勢井谷桜ヶ峠	1		○	
〃	〃	〃	〃	セバ谷陰地	2		○	
〃	〃	〃	〃	小松大野ヶ原	3		○	
〃	〃	〃	〃	西栗木支	2		○	
〃	〃	〃	〃	双津野古森	1		○	
〃	〃	林道	〃	安尾	1			
〃	〃	〃	〃	東津野城川	2		○	
〃	〃	〃	〃	下惣川	1		○	
〃	〃	〃	〃	丸岡支	1		○	
〃	〃	林業専用道	〃	太郎原下	1		○	
〃	〃	〃	〃	板取川今井	1			
〃	〃	〃	〃	六十支	4		○	
			小計	17 路線	25			
拡張 (改良) 八幡浜支局森林林業課管内 計				17 路線	25			
拡張 (改良) 計画区 計				28 路線	63			

別表7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	単位	地区
市 町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数		備	考
大洲市	大洲市	23	5	溪間工・山腹工・森林整備		
	長浜町		1	溪間工・山腹工・森林整備		
	肱川町		3	溪間工・山腹工・森林整備・ 地すべり防止工		
	河辺村		2	溪間工・山腹工・森林整備		
小 計			11			
内子町	内子町	19	3	溪間工・山腹工・森林整備		
	五十崎町		1	溪間工・山腹工		
	小田町		5	溪間工・山腹工		
小 計			9			
八幡浜市	八幡浜市	4	2	山腹工・森林整備		
	保内町		0	森林整備		
小 計			2			
伊方町	伊方町	2	1	山腹工		
小 計			1			
西予市	三瓶町	55	1	溪間工・森林整備		
	宇和町		9	溪間工・山腹工・森林整備		
	野村町		7	溪間工・山腹工・森林整備		
	城川町		10	溪間工・山腹工・森林整備		
	明浜町		1	森林整備		
小 計			28			
合 計		103	51			

# 中予山岳地域森林計画書

(令和3年12月変更)

(中予山岳森林計画区)

計画期間 自 平成31年4月 1日  
至 平成41年3月31日





## 第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分	面 積	備 考
久 万 高 原 町	43,117	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積  
本計画の計画期間（令和元年度～令和9年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,650	3,495	155	990	835	155	2,660	2,660	—
うち 前半5年分	2,070	1,995	75	480	405	75	1,590	1,590	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	22,489
うち前半5年分	13,443

注 間伐面積は間伐材積を、118.3m<sup>3</sup>/ha<sup>※</sup>で換算した値である。  
※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	3,500	200
うち前半5年分	1,700	100

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所数別の数量等

本計画の計画期間の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	35.4	3.0	78

イ 市町別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張		
		舗 装	改 良 (箇所数)	
市 町 別 内 訳	久 万 高 原 町	35.4	3.0	78
総 数	35.4	3.0	78	

イ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha, 材積:m<sup>3</sup>

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	久万高原町	三坂鴫田	9,500	606		
〃	〃	〃	〃	トマリダキ	3,000	67	○	
〃	〃	〃	〃	長崎明神山	12,000	1,512	○	
〃	〃	〃	〃	ワラビウチ	2,000	46	○	
〃	〃	〃	〃	ゴンゲン	2,000	127	○	
〃	〃	〃	〃	シロヤマ	3,200	183	○	
〃	〃	〃	〃	郷角永野	1,000	89		
〃	〃	〃	〃	奥赤子	500	101		
〃	〃	〃	〃	横通	2,200	52		
開設 計				9 路線	35,400			
拡張	舗装	林道	久万高原町	草原	1,000			
〃	〃	〃	〃	ウルシ谷	2,000			
拡張(舗装) 計				2 路線	3,000			

単位 延長:m, 面積:ha, 材積:m<sup>3</sup>

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年 分	備 考
拡張	改良	林道	久万高原町 ～東温市	上林河之内	5		○	
〃	〃	〃	〃	梅ヶ谷永子	5		○	
〃	〃	〃	久万高原町	長崎明神山	6			
〃	〃	〃	〃	西谷日野浦	10		○	
〃	〃	〃	〃	トロメキ稲村	10			
〃	〃	〃	〃	奈良藪	5			
〃	〃	〃	〃	天狗高原休場	10			
〃	〃	〃	高知県津野町 ～久万高原町	東津野城川	3			
〃	〃	〃	久万高原町	中畑	2			
〃	〃	〃	〃	稲村	1			
〃	〃	〃	〃	湖畔	1		○	
〃	〃	〃	〃	田渡野瀬	1			
〃	〃	〃	〃	菊ヶ森	1		○	
〃	〃	〃	〃	柳井	1		○	
〃	〃	〃	〃	明野	2		○	新規
〃	〃	〃	〃	向山	10		○	新規
〃	〃	〃	〃	ヤナズメ	5			新規
拡張(改良) 計				17 路線	78			



# 東予地域森林計画書

(令和3年12月変更)

(東予森林計画区)

計画期間 自 令和 2年4月 1日  
至 令和12年3月31日





## 第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		74,605	
市 町 別 内 訳	四 国 中 央 市	30,152	
	新 居 浜 市	16,558	
	西 条 市	27,895	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積  
本計画の計画期間（令和2年度～令和11年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,390	2,124	266	930	664	266	1,460	1,460	—
うち 前半5年分	1,290	1,161	129	450	321	129	840	840	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	12,344
うち前半5年分	7,102

注 間伐面積は間伐材積を、118.3m<sup>3</sup>/ha<sup>※</sup>で換算した値である。  
※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	2,700	1,000
うち前半5年分	1,320	500

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	48.4	32.6	235

イ 市別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
市別内訳	四 国 中 央 市	22.9	23
	新 居 浜 市	1.0	87
	西 条 市	8.7	125
総 数	48.4	32.6	235

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	四国中央市	金見山	2,100	177		
〃	〃	〃	〃	法皇	18,100	2,420	○	
〃	〃	〃	〃	馬瀬	2,000	471		
〃	〃	〃	〃	猿田3号	300	45		
〃	〃	〃	〃	七々木	1,800	124		
〃	〃	〃	〃	法皇支	671	18	○	
〃	〃	〃	〃	松野	773	174		
〃	〃	〃	〃	岩原瀬	500	192		
〃	〃	〃	〃	城師	800	69		
〃	〃	〃	〃	横谷	837	27		
〃	〃	〃	〃	吉野瀬	200	526		
〃	〃	〃	〃	金砂	1,795	72		
〃	〃	〃	〃	ウシロ谷	2,500	95		
			小計	13 路線	32,376			
開設 四国中央森林林業振興班管内 計				13 路線	32,376			
開設 (新設)	自動車道	林道	新居浜市	加茂角野	2,000	1,338	○	
〃	〃	〃	〃	大野山黒岩	500	105		
〃	〃	〃	〃	長川	500	170		
〃	〃	〃	〃	豊後	700	362	○	
〃	〃	〃	〃	保土野	1,000	116	○	
〃	〃	〃	〃	床鍋	500	140		新規
〃	〃	〃	〃	肉渕谷	500	170		新規
			小計	7 路線	5,700			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	西条市	加茂角野	2,000	1,202	○	
〃	〃	〃	〃	切川	1,000	250		
〃	〃	〃	〃	平松黒代	300	78		
〃	〃	〃	〃	今宮	500	125		
〃	〃	〃	〃	前田2号	2,000	235		
〃	〃	〃	〃	天川寺龍王山	1,000	44		
〃	〃	〃	〃	白坂黒谷	2,000	3,212	○	
〃	〃	〃	〃	大日湯浪	974	218		
〃	〃	〃	〃	峰下影	557	696	⊖	
			小計	9 路線	10,331			
開 設 東予地方局森林林業課管内 計				16 路線	16,031			
開 設 計画区 計				29 路線	48,407			
拡張	舗装	林道	四国中央市	観音谷	1,700			
〃	〃	〃	〃	藤原下猿田	991		○	
〃	〃	〃	〃	七々木	2,100			
〃	〃	〃	〃	津根南山	2,000			
〃	〃	〃	〃	横野谷	1,952		○	
〃	〃	〃	〃	新宮芋野	3,000			
〃	〃	〃	〃	表荒	2,300			
〃	〃	〃	〃	法皇	7,000		○	
〃	〃	〃	〃	下猿田	1,845			
			小計	9 路線	22,888			
拡張 (舗装) 四国中央森林林業振興班管内 計				9 路線	22,888			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	舗装	林道	新居浜市	加茂角野	1,000		○	
			小計	1 路線	1,000			
拡張	舗装	林道	西条市	加茂角野	3,000		○	
〃	〃	〃	〃	楠窪余野	5,700			
			小計	2 路線	8,700			
拡張（舗装） 東予地方局森林林業課管内 計				3 路線	9,700			
拡張（舗装） 計画区 計				12 路線	32,588			
拡張	改良	林道	四国中央市	東山	1			
〃	〃	〃	〃	野田	5			
〃	〃	〃	〃	観音谷	2		○	
〃	〃	〃	〃	法皇	10		○	
〃	〃	〃	〃	中尾谷	1		○	新規
〃	〃	〃	〃	黒蔵	1		○	新規
〃	〃	〃	〃	西之谷	2		○	新規
〃	〃	〃	〃	寺成	1		○	新規
			小計	8 路線	23			
拡張（改良） 四国中央森林林業振興班管内 計				8 路線	23			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	改良	林道	新居浜市	加茂角野	20		○	
〃	〃	〃	〃	大野山小又	18		○	
〃	〃	〃	〃	小河谷	1			
拡張	改良	林道	新居浜市	頂上西谷	5			
〃	〃	〃	〃	長谷	10			
〃	〃	〃	〃	石ヶ山丈	4		○	
〃	〃	〃	〃	長谷芳谷	9			
〃	〃	〃	〃	太田尾大湯	2			
〃	〃	〃	〃	大野2号	3			
〃	〃	〃	〃	豊後	15		○	新規
			小計	10 路線	87			
拡張	改良	林道	西条市	平野	2			
〃	〃	〃	〃	蔭地	3			
〃	〃	〃	〃	トビヨセ	5		○	
〃	〃	〃	〃	切川	4			
〃	〃	〃	〃	扇山	3			
〃	〃	〃	〃	沓掛	9			
〃	〃	〃	〃	トビヨセ3号	2			
〃	〃	〃	〃	平野2号	2			
〃	〃	〃	〃	唐子	4			
〃	〃	〃	〃	下ワサビ谷	4			
〃	〃	〃	〃	東之川	2			
〃	〃	〃	〃	西郷	3			
〃	〃	〃	〃	保野	5			
〃	〃	〃	〃	三番成	12			
〃	〃	〃	〃	前田	7			



単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
〃	〃	〃	〃	大野山1号	4			
〃	〃	〃	〃	黒谷支	2			
〃	〃	〃	〃	本谷	4			
拡張	改良	林道	西条市	戸石天ヶ峠	9			
〃	〃	〃	〃	折掛石鎚	15		○	
〃	〃	〃	〃	老ノ川	5			
〃	〃	〃	〃	関屋	14			
〃	〃	〃	〃	御所	5			
			小計	23 路線	125			
拡張（改良） 東予地方局森林林業課管内 計				33 路線	212			
拡張（改良） 計画区 計				41 路線	235			

# 今治松山地域森林計画書

(令和3年12月変更)

(今治松山森林計画区)

計画期間 自 令和 3年4月 1日  
至 令和13年3月31日



## 第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		74,282	
市 町 別 内 訳	今 治 市	21,178	
	上 島 町	1,446	
	松 山 市	18,675	
	伊 予 市	11,313	
	東 温 市	14,705	
	松 前 町	—	
	砥 部 町	6,966	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積  
本計画の計画期間（令和3年度～令和12年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,940	1,758	182	450	268	182	1,490	1,490	—
うち 前半5年分	1,080	991	89	220	131	89	860	860	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	12,597
うち前半5年分	7,271

注 間伐面積は間伐材積を、118.3m<sup>3</sup>/ha<sup>※</sup>で換算した値である。  
※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	2,180	740
うち前半5年分	1,040	340

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	25.5	6.9	59

イ 市別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張		
		舗 装	改 良 (箇所数)	
市別内訳	今 治 市	12.8	4.5	22
	上 島 町	-	-	2
	松 山 市	5.5	-	5
	伊 予 市	3.8	2.4	-
	東 温 市	-	-	20
	松 前 町	-	-	-
	砥 部 町	3.4	-	10
総 数	25.5	6.9	59	

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	今治市	千疋	1,500	221		
〃	〃	〃	〃	妙見前	700	25		
〃	〃	〃	〃	葛谷	600	9		
〃	〃	〃	〃	古谷	1,300	87		
〃	〃	〃	〃	松原谷	1,000	216		
〃	〃	〃	〃	原田大嶽	700	92		
〃	〃	〃	〃	木地峠線	7,000	253	○	
			小計	7 路線	12,800			
開設 今治支局森林林業課管内 計				7 路線	12,800			
開設 (新設)	自動車道	林道	松山市	水ヶ峠	80	167	○	
〃	〃	〃	〃	引地山	575	117	○	
〃	〃	〃	〃	梅木	854	58	○	
〃	〃	〃	〃	松山南谷	425	67	○	
〃	〃	〃	〃	北谷	500	47	○	新規
〃	〃	〃	〃	ヨコウ支	900	30	○	新規
〃	〃	〃	〃	山の神支	2,200	90	○	新規
			小計	7 路線	5,534			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	伊予市	万年鶺崎	3,790	276	○	
			小計	1 路線	3,790			
開設 (新設)	自動車道	林道	砥部町	万年鶺崎	3,366	238	○	
			小計	1 路線	3,366			
開 設 中予地方局森林林業課管内 計				9 路線	12,690			
開 設 計画区 計				16 路線	25,490			
拡張	舗装	林道	今治市	五葉本谷	1,000			
〃	〃	〃	〃	松原谷	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	五葉谷	300		○	
〃	〃	〃	〃	窓の峠	1,200			
〃	〃	〃	〃	千疋	1,000			
			小計	5 路線	4,500			
拡張(舗装) 今治支局森林林業課管内 計				5 路線	4,500			
拡張	舗装	林道	伊予市	陳ヶ森	2,400		○	新規
			小計	1 路線	2,400			
拡張(舗装) 中予地方局森林林業課管内 計				1 路線	2,400			
拡張 (舗装) 計画区 計				6 路線	6,900			



単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	改良	林道	今治市	五葉本谷	3		○	
〃	〃	〃	〃	木地川	3			
〃	〃	〃	〃	鋪巻谷	4			
〃	〃	〃	〃	松原谷	3			
〃	〃	〃	〃	ヨコグラ	1		○	
〃	〃	〃	〃	カケ谷	2			
拡張	改良	林道	今治市	柱ヶ谷	3			
〃	〃	〃	〃	志津見支	3			
			小計	8 路線	22			
拡張	改良	林道	上島町	三石	2		○	新規
			小計	1 路線	2			
拡張 (改良) 今治支局森林林業課管内 計				9 路線	24			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	改良	林道	松山市	大栗谷	2		○	
〃	〃	〃	〃	北谷	3		○	
			小計	2 路線	5			
拡張	改良	林道	東温市	上林河之内	10		○	
〃	〃	〃	〃	梅ヶ谷永子	10		○	新規
			小計	2 路線	20			
拡張	改良	林道	砥部町	障子山	10		○	
			小計	1 路線	10			
拡張 (改良) 中予地方局森林林業課管内 計				5 路線	35			
拡張 (改良) 計画区 計				14 路線	59			

別表7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	単位 地区
市 町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数		備 考
今治市	今治市		38	1	溪間工・山腹工・森林整備
	朝倉村	5		溪間工・山腹工・森林整備	
	玉川町	3		溪間工・山腹工・森林整備	
	菊間町	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	波方町	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	宮窪町	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	伯方町	2		溪間工・山腹工・森林整備	
	大三島町	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	上浦町	4		溪間工・山腹工・森林整備	
	吉海町	1		溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			20		
上島町	岩城村	4	1	溪間工・山腹工・森林整備	
	生名村		1	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			2		
松山市	松山市	32	5	溪間工・山腹工・森林整備	
	北条市		5	溪間工・山腹工・森林整備	
	中島町		7	溪間工・山腹工	
小 計			17		
伊予市	伊予市	14	1	溪間工・山腹工	
	中山町		4	山腹工	
	双海町		9	溪間工・山腹工	
小 計			14		
東温市	重信町	21	4	溪間工・山腹工・森林整備	
	川内町		4	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			8		
砥部町	砥部町	9	2	溪間工・山腹工・森林整備	
	広田村		2	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			4		
合 計		118	65		